

委員会提出議案第4号

大口町議会会議規則の一部改正について

大口町議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年9月27日提出

議会運営委員会委員長 倉知 敏美

(提案理由)

この案を提出するのは、全員協議会をはじめとする「協議及び調整の場」を、現状に即し整理することに伴い、この規則の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町議会会議規則の一部を改正する規則

大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「全員協議会」を「協議又は調整を行うための場」に改める。

「第17章 全員協議会」を「第17章 協議又は調整を行うための場」に改める。

第127条の見出しを「（協議又は調整を行うための場）」に改め、同条第1項中「行うための場として、全員協議会を」を「行うための場（以下「協議等の場」という。）を、別表のとおり」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「全員協議会」を「協議等の場」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第127条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会の運営に関する協議又は調整及び執行部提案の議題に関する協議等を行うため	全議員	議長
総務建設常任委員会協議会	所管する事項について協議等を行うため	総務建設 常任委員会委員	委員長
文教福祉常任委員会協議会	所管する事項について協議等を行うため	文教福祉 常任委員会委員	委員長

委員長会議	常任委員会及び議会運営委員会の各委員会間での議会の運営に関する協議又は調整を行うため	正副議長、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長	議長
会派代表者会議	会派間の調整又は議会の運営に関する協議又は調整を行うため	議長及び会派代表者	議長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大口町議会会議規則（昭和62年大口町議会規則第1号）の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章～第16章 略</p> <p>第17章 <u>協議又は調整を行うための場</u>（第127条）</p> <p>第18章・第19章 略</p> <p>第19章 補則（第129条）</p> <p><u>第17章 協議又は調整を行うための場</u> <u>（協議又は調整を行うための場）</u></p> <p>第127条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を、別表のとおり設ける。</p> <p>2 <u>前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。</u></p> <p>4 <u>協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第16章 略</p> <p>第17章 <u>全員協議会</u>（第127条）</p> <p>第18章・第19章 略</p> <p>第19章 補則（第129条）</p> <p><u>第17章 全員協議会</u> <u>（全員協議会）</u></p> <p>第127条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、<u>全員協議会</u>を設ける。</p> <p>2 <u>全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。</u></p> <p>3 <u>全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>

別表（第127条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
<u>全員協議会</u>	<u>議会の運営に関する協議又は調整及び執行部提案の議題に関する協議等を行うため</u>	<u>全議員</u>	<u>議長</u>
<u>総務建設常任委員会協議会</u>	<u>所管する事項について協議等を行うため</u>	<u>総務建設常任委員会委員</u>	<u>委員長</u>
<u>文教福祉常任委員会協議会</u>	<u>所管する事項について協議等を行うため</u>	<u>文教福祉常任委員会委員</u>	<u>委員長</u>
<u>委員長会議</u>	<u>常任委員会及び議会運営委員会の各委員会で、議会の運営に関する協議又は調整を</u>	<u>正副議長、各常任委員会委員長</u>	<u>議長</u>

	<u>行うため</u>	<u>及び議会運営委員会委員長</u>	
<u>会派代表者会議</u>	<u>会派間の調整又は議会の運営に関する協議又は調整を行うため</u>	<u>議長及び会派代表者</u>	<u>議長</u>